

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可(毎月一回一日発行)

京師帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 二 十 一 卷 第 六 號

大正十四年十二月一日發行

論 叢

財産税に於ける都鄙の對立……法學博士 神戸 正雄
人間愛の起源……教 授 川村多實二
純正現象學の方法論及び問題論……文學博士 米田庄太郎

時 論

勞働組合としての小作人組合……法學博士 河田 嗣郎
食料増殖問題と林業政策……法學博士 山本美越乃

說 苑

岡山藩と大阪との海運……經濟學士 黒 正 巖
市町村の混合企業に就て……經濟學士 小山田 小七
歐洲に於ける家産運動及び家産制度……經濟學士 八木芳之助

雜 錄

ヒルファディングの恐慌の意義について……經濟學士 谷口 吉彦
妙心寺の財政組織……經濟學士 中川與之助

法 令

農林省統計報告規則・會社統計規則

附 錄

本誌第二十一卷總目錄

(禁 轉 載)

經濟論叢

第二十一卷 第六號 (通卷第百貳拾六號)

大正十四年十二月發行

論叢

財産税に於ける都鄙の對立

神戸 正雄

緒言(本論の目的)

第一段 農業者より觀たる財産税 (一) 農業者の財産税を不利とすといふ點(A) 農業者の財産が逋脱難なる不動産に偏重すといふ事(其説(ろ)其反駁(1) 逋脱難は農業者の誇(2) 商工業者の財産にも逋脱難のもの少からず(3) 多數の農民にては不動産の逋脱難を不利とせず(B) 田舎の財産特に土地の換貨難といふこと(其説(ろ)其反駁(C) 農業土地の収益が物にかゝること大なる爲め其價格擡高なること(其説(ろ)其反駁(D) 農村の自給的性質の爲め食料貯藏の大なること(二) 農業者の財産税を有利とする點(A) 農業者に無収益財産割合に少きこと(B) 農業土地には價格騰貴による見込収益並に往々にして確實度割合に小なること(C) 現在の不完全なる収益税より財産税に移るに於て生ずべき農民の特別な利益(D) 經濟一般の將來の發達に於て生ずべき農民の特別な利益(益)

論叢 財産税に於ける都鄙の對立

第二十一卷 (第六號) 一) 八〇三

第二段 農業者の爲めの財産税の特別宥恕 (一) 收穫物の一定度以下の特別宥恕 (二) 土地に關し (A) 農業土地の特別宥恕 (其理由由1) 遁脱難 (2) 時價不明 (3) 農業の重要な (其反駁) (B) 一般土地其他の不動産重課 (其理由由 (其反駁))
 結論 (全文の要旨)

緒言

茲に題して財産税に於ける都鄙の對立といふは、本税に於ける農業者、對、商工業者の關係を説かんとするものである。兎角、農業者と商工業者とは租税問題に就きて利害の衝突を見つゝある所であつて、現行税制の下にても此嘆があるが、之に代るべきの制度として財産税を持來るに於ても齊しく此争を續けるが如くにも想像せらるゝ。で豫め此兩者の對立關係の真相を明かにして之に備へ且つは此新しき制度への過渡を少しなりとも圓滑ならしめたいと思ふて此に此文を作るものである。特に此真相を明かにして置くといふことは近頃のやうに農業者、商工業者ともに納税に就いて敏感であり、自家の利益を主張して已まず、其利益の爲めには手段を選ばずとさへして居る時代には一層必要である。嘗てワルポールは其當時の農民の納税状態を以て、從順に其毛を刈り取らしむる羊に譬へ、商工業者の其を以て、其毛を刈り取らるゝに際し國中に響き渡るほどの悲鳴をあぐる豕に比した所であるが、我國には最早、一頭の羊さへ見出すことは出來ず、

1) Seligman, Essays in taxation. 8 ed. p. 29.

郡にも鄙にも家のみが、はびこつて居るやうな感知を持たざるを得ぬのは遺憾である。人間が辛くなるには及ぶまいが、さりとて家になつては恥ぢである。自己の都合のみ考へず、他人の醜きものを羨まず、出すべきものは進んで出すといふ氣分の生ずることが望ましい。たゞ此の如き理想の實現の前途遼遠なる今日に於ては、せめて負擔の真相を明かにしたならば、人々の苦情を緩和することもなるであらうと思ふ。

第一段 農業者より觀たる財産税

問題は農業者から出發しても商工業者から出發しても何れにしても宜しいのであるが、便宜上茲には農業者から出發する。元來、財産税は、勿論此に問題とするのは所得税の補完税としての經常的にして名義上の靜態的の一般財産税であるが、斯の如きものは、有らゆる財産を其時價といふ客觀的の共通なる標準に還元して、比較すべく綜合し得べきものとして課税するので、之によりて収益財産も無収益財産も、農業財産も商工財産も、財産の物的元素を示すだけに於ける特別の給付能力を捕捉して、所得税の足らざる所を補ふて、公平正當なりとせられるものである。然るに農業者は從來、其自らの地位につき商工業者と比較して、財産税により不利を受くるだらうといふ風に考へた。其を農業者自らのみでなく、商工業者もが御親切に農業者に助言した。然

らば其根據は何處にあるかといふと、

(一) 農業者の財産税を不利とすといふ點

(A) 農業者の財産が逋脱難にして捕捉易なる不動産に、偏重して居るといふこと——(イ)即ち農業者は財産税の下に其財産につき逋脱が出来悪い。其が彼の不利とする所である。商工業者の如く逋脱し易き動産を多く有つ者に比しては甚だ不利だといふのが實は其最重なる論點である。如何にも商工業者には割合に動産が多く、農業者には其が少く、其財産がむしろ土地に偏し、隨つて逋脱難といふことはある。(ろ)けれども(1)其あるの故を以て、逋脱易の動産を多く有つ所の商工業者の地位を羨むべきではない。農業者が逋脱難であり、逋脱機會少きことは、却つて彼の業體の性質が納税義務を完了するに適したることに就きて大に自ら誇を感じ、自ら慰めなくてはならぬ筈である。之につき商工業者の地位を羨むよりは、むしろ之に氣の毒を感じなければならぬ。農業者は其高き地位を落すよりは、むしろ専ら之を維持することに努めなければならぬ。

(2)特に又商工業者の多く持つものは動産に限つた譯でなく、土地の外に家屋其他の工作物等の不動産をもつがあり、此等に至つては齊しく逋脱難であり、且つ動産が全部逋脱易といふのでなく、近代の動産として重要な地位を占むる株券に至つては技術上、大抵捕捉が出来る。無記名の債券、人々間の債權關係、營業財産、使用財産、美術品奢侈品といふが如きものに(註一)多少の

遁脱が行はれる可能はあるけれども、無記名債券は天引課税に依れば全く捕捉し得らるゝし、貸金の關係も負債控除方法と相待つて餘程の度まで捕捉される。此貸金關係の如きは財産税以外の之に代るべき方法では、到底財産税ほどに良くは押さへられない。營業財産に捕捉難のあることは認めなければならぬが、之を捕捉するのに財産税に依らず収益税特別所得税に依つたとしても之と同様に捕捉難の存することを考へなくてはならぬ。結局、財産税にて特別に捕捉上厄介だといふのは、使用財産美術奢侈品のみとなる。處が此は財産税に代るべき収益税や特別所得税では全部捕捉されない、否な、其にては初めより捕捉しないものであつて、財産税なればこそ、少しにせよ、捕捉出来るものであり、そして其が全部逃げられるといふのでなく、或度まで取れるだけでも好都合である。又此が全部逃げられたとしても全體の財産中、大したものではない。此の如き一小部の動産に遁脱易があるからといふて直ちに農民の不利の左も大いやうにいふのは誤りであり、動産の遁脱易からいふならば、農民として財産税を呪ふよりは、むしろ財産税よりもより多く動産關係を漏らす所の特別所得税や収益税を呪はなければならぬ。(3)特に又不動産の遁脱の爲めの農民の過重負擔といふことは、農民全體のことではなく、殆んど農民中の地主のみなことである(尙ほ別に家屋の持主たるだけにての農民もあるが)。随ふて農民中の三分一たる純小作人は此により特別不利とならず、他の三分一たる半自作半小作人の一大部も恐らく免税點以

下となることによりて特別不利を受けまいし、純小作人は現在の収益税下にも同様であるが、半自作人、純自作人に至つては収益税制下には免税點を持つことが難く、設けられても低いものに止まるのに、財産税ならば初めよりして割合に高き免税點が定められ、財産全體の増加と共に、段々其が引上げられるの可能もあつて、多數の農民には不動産の遁脱難の爲めの不利は問題でない。却つて動産の遁脱易を利用し得る。だからして夫の理由に依る財産税反對は農民の立場として強く之を爲すべきものでない。

(註一) 學者が動産の遁脱易をあまりに誇張的にいふて人を誤らした。例之、セリグマンが、動産の遁脱につき舊時に或度まで眞理であつたものは近年一層眞理となつたといひ、バステープルが、動産は次第に課税から逃れたといひ、ロツツが、財産税では動産物財と、權利にて存する財産とに於て、土地家屋の所有よりも容易に隠匿され得るといふ困難ありといふたのは、何れもいひ過ぎである。動産といふ廣い詞の中に遁脱の六つかしいものと易しいものがあつて、斯やうに一概にいふのは斷じて誤である。

むしろジェンセンが、無形物、即ち手に入るべき管の物、顧主の如きは、所有者の協力がなくては分らぬ。而かも其人に於て大に之を隠匿することに誘はるゝ。て無形財産と有形動産の多くのもの(一部のもの²⁾と改めたら良からう)とは容易に隠匿されるが、不動産と動産の一部(むしろ一大部と改むるのが當然である)とは全く隠匿³⁾することが出来ぬといふのが正しい。勿論彼の詞も私が附註をしたやうに訂正しなくてはならないのだが。

(B) 田舎の財産特に土地の換貨難、即ち、賣却難、擔保借入難といふことの爲めに農民が一層納税難の地位に立つといふこと——(い)此事は確かに或度まで認めなければならぬ。都會土地など

- 2) Seligman, l. c. p. 23. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 469. Lotz, Fw. S. 457.
- 3) Jensen, Public finance. p. 241. 249.

も、いざといふときに換貨難といふことがないではないが、田舎の其に比しては小さい。また都會の財産には別に換貨易である所の動産の一層多いだけでも便である。此點に於て農民に納税上多少の不利の存することは認めなければならぬ(註三)。ろけれども其あるが故に、田舎の土地評價を低くすべしとか、之を行はずして都鄙とも時價標準にて課税するのは不公平だとかいふのは當らぬ。其のいふ所の換貨の難易といふことは、評定される所の時價の處で見積られて居る。或物、特に土地の價といふ中には、其の生すべき貨貨料や、其價格の騰貴に因る見込収益や、之に伴ふ特別利益等の外に、其確實の度合や、さては換貨の難易や一切の關係が還元され結晶されて居る筈である。斯くて或地方にて或地片が幾許と評定されたときには、其中には換貨の難易の如きも考量に入れられて、他の關係にて生すべき積極的利益が、此に於ける換貨難のあるだけ低く見積らるゝものとしなければならぬ。故に評定されたる時價に應じたる課税が當然であり、之を爲したる上にて別に或種の物に就いて特に宥恕を行ふのは無用である。

(註二) ホンメルスハイムは、農業的土地の賣却は往々にして短き時の間に於ては唯だ大な損害に依りてのみ生じ得るといふことと、其分割が大なる損失なしには通例可能でないといふことが注意せられると爲し、チヌカは、相続税が動的資本からしては容易に支拂はるゝのに、不動産特に田舎の其れでは然ることを得ぬ。動的資本、國債、抵當債券、社債等の相続人は容易に税を拂ひ得るのに、土地の相続人、往々にして又工業の相続人は、多くは税を拂ふ爲めに負債及抵當を起さなくてはならぬといふて居る。⁴⁾

4) Hommelsheim, Die Erbschaftsabgabe. S. 104. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S.

(C) 農業的土地の収益が人に繋るよりは物にかゝること大なる爲めに其價格が割合に高いといふこと——(い)即ち農業地から生ずる収益の大小といふことに經營者の人も與つて力はあるけれども、物に繋ることが大であつて人の力に依ることは多くない。之に對し營業財産にては其より生ずる収益の大なるを得ると否とは物に係るといふよりは人に因ることが大い。其の爲め前者は其生すべき収益の割合に高く評價され、後者は割合に低く評定されることゝなる傾がある(註三)。此點も時價に依る財産税が農業に不利となるといはれる一論點である。(ろ)併し財産税は元來、所得税を補完し、財産の所得に干與するだけに於て特別課税をしやうといふのであるから、農業では所得に對し物の力が割合に多く働き、營業では人の力が多く働き、物の力を左右すること大なりといふ以上は、そして其關係が恰かも各財産の評價の上に現はれて居る以上は、此の評定された時價に従ふた課税は恰かも此物的元素の特別課税の趣旨に適應する譯であり、其を殊更ら人工的に農業地有想規定など設けては其は不當なる施爲とならなければならない。

(註三) フイスタチングは、標準となる時價は、營業財産の成分にとりては、其利得が主として主觀的前提(經營者の人)にかゝることの爲めに、通例不釣合に低いのに(此迄高い収益を生じたときでも)、小な収益の農業土地では、農業地に對する偏愛(價格成形に影響する)の爲めに不釣合に高いといふて居る。

(D) 農村の自給經濟的性質の爲めに食料貯藏の大きいといふこと——即ち農村經濟は自給的なるを

普通として居る。間々資本主義的經濟が高調せられて、營利的に經營せられ、其作つた物は殆んど全く賣却し、其必要とするものは更めて市場から買入れるといふこともないではない。けれども、尙ほ可なり多く、自給的に經濟されて居る。自分の食料家畜の飼料は凡べて自ら作り自ら保持して居る。其爲め都會には見ることの出来ないほど多くの食料飼料の貯藏がある。其の爲め此等手許にある凡べての物に、財産課税さるゝとすれば、農民にとりて不利とならなければならぬ(註四)。此點は確かに其通りで、之に對しては農民にとりて特別宥恕規定を設けて然るべきものである(註五)。

(註四) フォツケは、勞働者、手工者、商人、役人等の如き、斷へず流入する營利源から生活する者は、生活方便の何等の貯藏を要しない。然るに一の收穫から次の收穫まで彼自身、其家族、及其奴婢の爲めの生活方便並に其動物の爲めの飼料を用意しなくてはならぬ所の農業者は多少大な貯藏を要する。随ふて或測定された一般的價値の大きの免稅(農民と都會民と同一な)では、大損害を受くることとなるであらうといふて居る。

(註五) フォツケは、此弊害を避くる爲めに、農業者には、一般的に許された價値の大きの外に、自己の需要の爲めに必要な貯藏物の價値をも、其全體の使用財産につき控除する恩典が許されなくてはならぬといふ。

(二) 農業者の財産税を有利とする點——農業者から見ても、他は格別重きを成すべきものでなく、其を彼等の不利として宥恕を要求するの理由とはなり得ない。そして別に彼等にとりて財産税を有利とする點

6) Vocke, Fw. S. 227-8.
7) Vocke, ebenda. S. 228.

が可なり多く存することを見逃してはならない。其は外ではない。

(A) 農業者に無収益財産の割合に少いこと——農民では極少數の大地主連中を別として大多數のものにては、家寶や日用品の最小限度のものを別とし、格別に無収益財産を有つことはない。美術品奢侈品といふに足るものは全く持たないといふても良い。處が都會民商工業者になると、隨分廣きに亘りて何ほどかの美術品や奢侈品を持つて居る。だからして無収益財産に於ける財産税納付の困難といふことは都會民には割合に大いが、農民には幸にして其が少くて濟む(註六)。尤も之あるが故を以て、反對に都會民を宥恕するには及ばない。財産税は財産價格に現はるゝ限りに於て特別捕捉するものだから、無収益財産の大小も亦之を閉却してはならない。其の大なるものは其に相應した負擔をして然るべきである。

(註六) フォックは、田舎の人民と都會の人民との間に大なる差異がある。國民の半分では其使用財産の價值と富との間の割合につき國民の他半と異つて居る。富める農民が其家内を殆んど常に、同一財産の市民よりも一層簡單に裝置して居る。此點に於て農民が利益を有つといふて居る。

(B) 農業土地にては土地價格騰貴に因る見込収益並に往々にして確實度が都會土地よりも割合に小さいこと——即ち都會隣接の農地にては多少特殊の現象を見るが、純農業地では其地價の騰貴の勢は大くない。之に異り、近代都市では其地價は大體益々騰貴して已まない。其れに近頃は田舎

の地方に依りては小作争議が盛んで、容易に屏息しきうでなく、此争の續く限り、農地に於ける小作料收得が不確實である。斯くして農業地にては其有形收益に對する土地價格の割合は、都會地に比して小い。随ふて少くとも此點のみよりいへば財産の時價に依る財産税は農民の方が都會民よりも納め易いといふことになる。固より其あるが故に農民の負擔を重くしなくてはならぬといふのではない。此の如きものは全く、農民が有形收益以外に有つ所の土地に關する利益の割合に薄い爲めであるから、其に相應して負擔の樂になるのが至當ではある。けれども兎に角に、茲に彼が財産の時價に依る課税を有利とするの一面のあることは見逃してはならない。

(C) 現在の不完全なる收益税より財産税に移るに於て生すべき農民の特別なる利益——としては、現制下では所得税の補完税としては地租と營業税とだけがあつて、土地と營業財産とのみが之を負ふて居るが、財産税となれば、此外に家屋、預金、貸金、公社債、株券、奢侈美術品等もが分擔することゝなつて、其だけにては土地特に農業用地の負擔は輕くなる譯であり、特に地租にては自ら免稅點のないのに、財産税だと此が出来ることになつて、農民は大體に負擔が一層輕くなり、特に小土地を有つ多數の農民は一層樂になり得る。唯だ財産税が累進にでもなるるときに、大地主にどりて今よりも一層不利となるといふ事はある。けれども多數の農民から見れば確かに一層有利である。農民全體として決して財産税を不利とするものでない。

(D) 經濟一般の將來の發達に於て生すべき農民の特別なる利益——國民經濟が次第に發達するとして、其發達の度合は田舎にて小に、都會商工業にて大い筈である。然るときは、前記(C)にいふた財産税に移ることによりて農民の有利となるといふ傾は、時の經過と共に、益々助長せられることとなる。假りに所得税の補完税として要する収入額が現在よりも増加する必要なしといふことが出来るならば、國富の増進と共に、財産税率は益々低下して可であり、農民の負擔は益々減少し得る勘定である。

だからして農民としては、自給經濟より生ずる生活資料貯藏に關する一點さへ救濟さるゝならば、彼の立場に於て財産税は反對すべき所以のものを有たず、むしろ之によりて一層有利となるべき事情さへある。さうかといふて商工業者、特に純粹なる商工業者として、特に比較的小資産のものとして、財産税によりて特別なる不利を受くることもない。農商工業者以外の資格に於ける一部の有産者、むしろ都會的の此種の人々には不利となるかも知れないが、其も其地位に伴ふ能力相應の負擔の加はるのに過ぎぬから、正面から彼等に於て苦情をいふべきものではない。

第二段 農業者の爲めの財産税の特別宥恕

上記に依れば財産税は農民にとりて大體格別に不利を齎らすものでない。たゞ一つ農民に生活

資料の貯藏物の特別に多くなるべき傾をもつから、此點に於ける特別宥恕は至當である。で、
(一) 收穫物の一定度以下の特別宥恕——が必要とはなる。即ち農民の年收穫物中、自己の一族及家畜の爲めに供すべきものと認むべきものは財産税の財産から控除することゝしなければならぬ。固より此と對立して都會民に於ける日常の飲食物の貯藏品も、其が極端に大な分量でない以上は、凡べて宥恕されなければならぬ。更らに、

(二) 土地に關し

(A) 農業土地の特別宥恕——を行ひ、即ち此に於て時價主義の原則に例外を設けて、收益價值に依ることゝし、此の如きものとして、各土地收益の二十五倍還元(四分還元)を行ふといふが如き方法を採ることが問題となる(註七)。其は又、特殊事情のある都會隣接地の如きは、收益價值と時價との中間價格を標準とするといふことにて其上の斟酌を行ふことも出来る。

(註七) ベラフェルデスは、農業は交換價值(時價)でなくて收益價值を基礎に置くの利益を代表するといふが、現に普魯西の財産税にても、農林地には收益價值を標準と爲し、此の如きものとしては、土地が其經濟上の目的に従ひ、通例の經營にて平均的に生ずべき純收益の二十五倍とし、一九〇九年以降行はれて居た。それから一九〇六年にバイデンにて舊收益税から財産税に移るときにも、農業には特に二萬五千馬克以下の經營財産を免じ、其不動産は評定價值の五分四又四分三だけに課税すといふが如き特典を保證した。獨逸の一九〇六年の相續税法にても、繼續的に農林に用立つべく定められた土地の評價には、收益價值を土臺に置き、純收益の二十五倍を其價格と爲し、且つ相當税額の四分一を免じた。¹⁰⁾

9) 拙著、租税研究、第三卷、246。

10) Bela Földes, Fw. S. 464. Conrad, Fw. 9. Aufl. S. 75. Föhrenbach, Finanzpolitik der Besitzlosen und Steuermoral. S. 31. Hommelsheim, a. a. O., S. 103.

(い) 其理由——此特別宥恕規定の理由としては要するに(1)前段にいふた農業者財産は土地が重きを成すのに其が遁脱難であるからして之が理合せとして、彼の土地に宥恕を行はうといふこともあるが(註八)、(2)併し又農業土地の性質に考へて、此が賣買の行はるゝこと少く、時として殆んど全く行はれず、随ふて此にて時價如何といふことを知ること殆んど不能に近いのに、收益價格なれば、容易に此にても見出され得るといふにも因るのである(註九)。(3)更に今一つには農業なるものが一方には國家的意義ある重大なる生業として維持存立を計るべきものであるのに、恰かも他方、其が經濟打算上には不利益であつて特別の補助なくては之が維持存立の覺束ないといふ有様であるので、其の爲めにも此宥恕を要すといふのである(註一〇)。

(註八) ホンメルスハイムは、農林地の宥恕理由は一には、不動産が容易に國庫から認められ、隨ふて凡べての税から一層鋭く課せらるゝことにありと爲す¹¹⁾。

(註九) ホンメルスハイムは、獨逸租稅に於ける農地特殊宥恕の理由として、此農地が性質上、耕作に用立つことに定められて、賣買物體たるべきものでないといふことが擧げられたと注意して居る。尙ほモルガ之に關し、ピユツヒアー、ゼーリングを引いて巧みに説明して居る。曰く、ピユツヒアーは、經濟上未發達時代の原始的見解に於て初めて生ずる觀念は有形の總收益といふことであつて、資本價值といふ觀念(土地の時價といふこと)は發達したる信用制度の資本主義的見解から生じた所の人工的の抽象である(隨ふて農地にはむしろ前者が適切といふことになる)といふたが、ゼーリングは更らにシュレスウイヒホルスタインの高原地につき、今度の世界大戦前に研究を試み、農地にては往々にして全く賣買價を有たない。併乍ら唯だ其土地が如何に多くを擔ひ得るか、如何に多くの人間を養ひ得るかを問ひ、如何に多く値するかを問はないといふ。

11) Hommelsheim, a. a. O. S. 104.

たと¹²⁾

(註一〇) ホンメルスハイムは、農林地の宥恕は一には堅實なる農業、特に農業的家族財産の維持の利益にある。實に其重なる理由を此に於て見るべきである。國家は政治及經濟關係に於て堅實なる農業の維持に大なる利益を置いた。其農業の基礎は第一位に多數の獨立農民である。隨ふて國家は此農民の存続を危うし得る凡べてのものを排除することを求めなくてはならぬといふた¹³⁾

(ろ)其駁撃——此等の理由は多くは皮相であつて感心しない。(1)農民に屬する土地の逋脱難といふことは特別に彼を宥恕する理由となり得ない。土地の逋脱難は農業に限らず、都會地にも當ることであり、土地の外、家屋も逋脱難であり、動産中にも逋脱難のものがある。そして農民外の人民に於て恰かも此等逋脱難の物のみを有つものがあり、又は主として此の如き物を有つものがあるのに、此等には別段の宥恕をせずして、獨り農民にのみ、其も財産税のことだから比較的大な地主たる農民にのみとなるが其に此宥恕を爲すのは理屈が通らぬことになる。(2)農地には賣買價が見出し難いといふことは、今日の時世では殆んどあり得ない。極めて稀にさやうな場合もあるが、大抵は分る。分り難い場合にも他のものから類推が出来る。或地方の中の何處かに賣買があれば、其價を土臺として、其に避くべからず存する主觀的の事情を排斥して、客觀的に公平なるものを抽出することは出来る。勿論時として其に多少の困難が伴つても、之を見出すことに依り又之を標準とすることによりて、初めて都鄙を通じ有らゆる財産種類に亘つて統一あり比較

12) Hommelsheim, a. a. O. S. 105. Moll, Probleme der Fw. S. 96-7.

13) Hommelsheim, a. a. O. S. 104.

し得べき標準を有ち得ることとなり、財産税が意義あるものとなり得る。農地のみ特に宥恕した標準を與ふることとして、財産税をして不公平なるものとならしめなければならぬ。(3) 若夫れ第三の理由たる農業の國家的意義といふことに至つては、其は時と處とにより之に重きを置き、そして其公益上の理由あるに於て、能力原則を抑へて或度まで能力ある處にも宥恕を行ふといふことは認むべきことである。けれども此が適用は出来るだけ差し控えらるゝことが望ましく、此場合に之を認むるや否やは慎重に考慮しなければならぬ。租税としては出来るだけ能力に應じて公平なることを旨とし、或産業階級の助成又は維持の如きは成るべく租税以外の方法によりて之を行ひたきものである。尤も此點は無下に反對はし兼ねるが、併し又無條件に賛成も出来兼ねることである。要するに農業地のみ特別宥恕された標準といふことは、切角、各土地、否な各財産に共通なる標準に依るといふ趣旨を没却せしめて、財産税を不公平ならしむるものとして採らぬが良い(註一)。又農民としても漫りに近時の唯物的風潮に感染し、農民を喰物とする職業的煽動者の誘惑に掛つて、租税特権を得たいなどいふ、さもしい心を出してはならない。租税宥恕の特権といふことは、人格ある者の名譽とすべきものでは斷じてないといふことに目覺めなければならぬ。

(註一) フェーレンバッハは、農業宥恕の租税政策は現在の大なる租税不公正だといふたが、フィステンガも、物體の或も

のに、收益價值、他のものに賣買價值、又は同一の物に事情により或は租稅官廳又は所有者の意思によりて或は收益價值、或は賣買價值が標準とさるゝときに、課稅の平等は最早失はるゝことゝなるといふて居る。¹⁴⁾

(B) 一般土地其他の不動産重課——(i) 或は都鄙を問はず不動産を重課し、之に對し動産を輕課することによりて、動産の逋脱を少からしめ(註一三)、之によりて不動産の逋脱難から生ずる不利、隨ふて農民の不利をも保護しては何うかとも考へらるゝ。併し(其)其では此によりて法律が動産の逋脱を承認したことにもなるし、動産の凡べてが逋脱易でなく、其中には逋脱難のものもあるのに、其一部のものに逋脱易のものゝあるが爲めに全體を逋脱易と見て規定するのが此に於て拙である。又此の如くにして動産を宥恕したからといふて、逋脱しやうといふ人々は其にも拘らず逋脱を行ふて、格別の效果はあるまじく、此の如き規定の結果は益々動産の負擔を軽くし、隨ふて少くとも相對的に不動産を一層重課することになつて目的を達せぬであらう。故に之を採るを得ぬ。逋脱を少からしむる爲めには稅率又は評價の斟酌よりは、むしろ主として義務者の租稅道義の改善並に之と相待つて租稅技術上の改良に依らなければならぬ。

(註一三) ジェンセンは、稅率を輕易とすることによりて、又は賦課すべき實價の百分率を低下することによりて、無形財産(動産の一部にして逋脱し易き)が課稅に來ることに誘はるゝを得と爲す。¹⁵⁾

結 論

14) Föhrenbach, a. a. O. S. 31. Fuisting, a. a. O. S. 289.

15) Jensen, l. c. p. 278.

以上要之、農業者と商工業者との對立に於て、財産税が前者に偏重するとは、普通人の考ふる處だが、精査するときには、農業の自然經濟的性質に基く收穫物貯藏の特別事情を別としては、特に彼に偏傾となると認むべきものを見出さぬ。若夫れ財産税の彼に及ぼす影響に至つては多少不利なるものもあれば、又有利なるもあつて、そして何れにしても財産税原則によりて彼に課せらるゝ負擔が彼にとりて不當に重くなるとはいへない。彼に存する前記の特別事情だけは之を考慮して特別宥恕を爲すべきだが、其以外、土地の評価其他に於て特別考慮を爲すのは過ぎて居る。或は動もすれば都會民が財産税に於て或物につき逋脱を行ふことがあつて、農民の之に當るべき逋脱の出來惡きことに於て、農民に取り不利なりとするものがあるかも知れぬが、此の如きは決して農民として羨むべきものではなく、却つて自ら之につき誇を感じなければならぬ筈である。又其の財産税下に都會民の行ふ逋脱といふことは、此税に代るべき如何なる税にても生すべきことであり、むしろ財産税に於て其の割合に少きものであるといふに於て、農民は尙更らに財産税を以て特に己に不利などといふべきものではない。若夫れ農民が國家的に大事な元素であつて、經濟上に不利なる境遇に在るの故に、之を特に税法上宥恕すといふに至つては、時として之を認むることの出來ることではあるが、併し農民自身としては宥恕といひ特權といふ如きものに憧憬するのは決して其名譽でないといふことを考へなければならぬ。貧しても税などを逃ぐる卑怯はせぬといふだけの意氣が彼等にもあつて欲しいものだ。